

国立大学法人新潟大学経営協議会の運営方法について

令和 3年10月 1日
学 長 裁 定

国立大学法人新潟大学は、経営協議会における実質的な議論及び円滑な会議運営に資するために、以下の工夫を行う。

1. 可能な限り委員全員の出席を可能とするため、原則2月末までに次年度の会議日程の調整を行い、学外委員へ周知する。
2. 議題内容の把握時間を十分に確保するため、会議開催日の原則1週間前に、学外委員へ会議資料を送付する。
3. 本学の経営上の様々な課題への意見を得る観点から、法令等で定められた議題とは別に意見交換のテーマを設定する。
4. 本学の教育・研究・社会貢献活動等への理解を深める情報を提供するため、随時、学外委員への広報物の送付、施設見学の実施、大学関係者との意見交換等を行う。